平成２５年（フ）第１９６号
佐賀県神埼市千代田町境原2011番地１
債務者　平松　弘和
１　決定年月日時　平成25年９月９日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年11月11日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第１９７号
佐賀県神埼市千代田町境原2011番地１
債務者　平松　幸子
１　決定年月日時　平成25年９月９日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年11月11日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第２９１号
大分県別府市駅前本町６―28　パレドール別府Ⅱ202号室、住民票上の住所大分県別府市北浜２丁目４番19号
債務者　河北　正光
１　決定年月日時　平成25年９月12日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年11月11日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（フ）第２６９号
鹿児島県鹿児島市紫原５丁目35番12号
債務者　山﨑　恭子
１　決定年月日時　平成25年９月11日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年11月11日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２５年（フ）第２７９号
鹿児島県鹿児島市鴨池１丁目21番17号　川原アパート
債務者　中村奈雄美
１　決定年月日時　平成25年９月11日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年11月11日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２５年（フ）第２８０号
鹿児島県鹿児島市武岡３丁目６番地７　ステイハイツＣ―106号
債務者　中尾　友子
１　決定年月日時　平成25年９月11日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年11月11日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２５年（フ）第２８４号
鹿児島県日置市伊集院町下神殿2087番地
債務者　酒匂　洋美
１　決定年月日時　平成25年９月11日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年11月11日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２５年（フ）第２８６号
鹿児島県鹿児島市伊敷台４丁目29番３―201号
債務者　今村　絵梨
１　決定年月日時　平成25年９月11日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年11月11日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２５年（フ）第２９１号
鹿児島県鹿児島市松原町２番18―209号
債務者　潟山　　類
１　決定年月日時　平成25年９月11日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年11月11日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２５年（フ）第３０５号
鹿児島県鹿児島市住吉町13番10号　オーパスⅠ303号
債務者　久永　浩一
１　決定年月日時　平成25年９月11日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年11月11日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２５年（フ）第３１１号
鹿児島県鹿児島市坂之上５丁目13番16号　グリーンハイツ203号
債務者　西郷　太郎
１　決定年月日時　平成25年９月11日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年11月11日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２５年（フ）第４５号
鹿児島県奄美市名瀬港町６番２号　ロクゴー５番館401号
債務者　金井　高文
１　決定年月日時　平成25年９月11日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年11月11日まで
鹿児島地方裁判所名瀬支部

平成２５年（フ）第４６号
鹿児島県奄美市名瀬港町６番２号　ロクゴー５番館401号
債務者　金井　由美
１　決定年月日時　平成25年９月11日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年11月11日まで
鹿児島地方裁判所名瀬支部

平成２５年（フ）第１７号
北海道新冠郡新冠町字節婦町204番地
債務者　渡邊　周一
１　決定年月日時　平成25年９月13日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年11月12日まで
札幌地方裁判所浦河支部破産係

平成２５年（フ）第１８号
北海道新冠郡新冠町字節婦町204番地
債務者　渡邊のり子
１　決定年月日時　平成25年９月13日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年11月12日まで
札幌地方裁判所浦河支部破産係

平成２５年（フ）第２６９号
金沢市西泉１丁目166番地１
債務者　稲垣　リカ
１　決定年月日時　平成25年９月13日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年11月12日まで
金沢地方裁判所

平成２５年（フ）第２９７号
石川県河北郡津幡町字東荒屋462番地１
債務者　木村　文子
１　決定年月日時　平成25年９月13日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年11月12日まで
金沢地方裁判所